横浜市学校給食費の管理に関する条例施行規則（平成24年３月横浜市規則第35号）新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 改正案 |
| （第１条及び第２条省略） | （第１条及び第２条省略） |
| （給食実施校） | （給食実施校） |
| 第３条　条例第３条に規定する規則で定める学校は、横浜市立学校条例（昭和39年３月横浜市条例第19号）別表の１の表に定める小学校（横浜市立新井小学校桜坂分校を除く。以下「小学校」という。）、同条例別表の３の表に定める義務教育学校（前期課程に限る。以下「義務教育学校」という。）及び同条例別表の５の表に定める特別支援学校（横浜市立浦舟特別支援学校、横浜市立日野中央高等特別支援学校及び横浜市立二つ橋高等特別支援学校を除く。以下「特別支援学校」という。）とする。 | 第３条　条例第３条に規定する規則で定める学校は、横浜市立学校条例（昭和39年３月横浜市条例第19号）別表の１の表に定める小学校（横浜市立新井小学校桜坂分校を除く。以下「小学校」という。）、同条例別表の２の表に定める中学校（横浜市立新井中学校桜坂分校を除く。以下「中学校」という。）、同条例別表の３の表に定める義務教育学校（以下「義務教育学校」という。）及び同条例別表の５の表に定める特別支援学校（横浜市立浦舟特別支援学校、横浜市立日野中央高等特別支援学校及び横浜市立二つ橋高等特別支援学校を除く。以下「特別支援学校」という。）とする。 |
| 　（学校給食費の額）第４条　条例第５条に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。 | （学校給食費の額）第４条　条例第５条に規定する規則で定める額は、別表第１及び別表第２のとおりとする。 |
| （学校給食費の納付期限等） | （学校給食費の納付期限等） |
| 第５条　条例第７条に規定する規則で定める日は、幼児、児童又は生徒が学校給食を受ける年度の５月から翌年３月までの毎月末日とする。 | 第５条　条例第７条に規定する規則で定める日は、小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校にあっては学校給食を受ける年度の５月から翌年３月までの毎月末日とし、中学校及び義務教育学校の後期課程にあっては原則として市長が別に定める方法により学校給食を受ける日について保護者等からの申込みがあった日とする。 |
| ２　前項に規定する各納付期限における納付額については、市長が定める。３　市長は、第１項に規定する納付期限により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができる。 | ２　前項に規定する各納付期限における納付額は、小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校にあっては別表第１に規定する保護者等の別ごとの年額をそれぞれ11で除して得た額とし、中学校及び義務教育学校の後期課程にあっては別表第２に規定する区分ごとの日額にそれぞれ前項の申込みにおいて当該区分を選択した日数を乗じて得た額を合算して得た額とする。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。３　市長は、第１項に規定する納付期限（中学校及び義務教育学校の後期課程に係るものを除く。）により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができる。 |
| （第６条省略） | （第６条省略） |
| 別表（第４条）

|  |  |
| --- | --- |
| 保護者等の別 | 年額 |
| 　特別支援学校の幼稚部の幼児の保護者等 | 46,750円 |
| 　小学校、義務教育学校及び特別支援学校の小学部の児童並びに特別支援学校の中学部及び高等部の生徒(特別支援学校の小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。)の保護者等 | 　50,600円 |
| 特別支援学校の中学部及び高等部の生徒(特別支援学校の小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒を除く。)の保護者等 | 62,700円 |

（新設） | 別表第１（第４条）

|  |  |
| --- | --- |
| 保護者等の別 | 年額 |
| 特別支援学校の幼稚部の幼児の保護者等 | 46,750円 |
| 小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童並びに特別支援学校の中学部及び高等部の生徒(特別支援学校の小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒に限る。)の保護者等 | 50,600円 |
| 特別支援学校の中学部及び高等部の生徒(特別支援学校の小学部の児童が受ける給食の量に相当する量の給食を受ける生徒を除く。)の保護者等 | 62,700円 |

別表第２（第４条）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保護者等の別 | 区分 | 日額 |
| 中学校及び義務教育学校の後期課程の生徒の保護者等 | 主食、副食及び牛乳 | 330円 |
| 主食及び副食 | 275円 |
| 牛乳 | 55円 |

 |